

新たな制度による船舶交通ルール

＜平成22年7月1日より施行＞

(港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行について)

＜改正の経緯＞

近年の海難の発生状況や船舶自動識別装置（AIS）の普及といった海上交通に係る環境の変化を踏まえ、船舶交通の安全の確保を図ることを目的として、

- ・ 海域の特性に応じた新たな航法の設定
- ・ 船舶の航行を援助するための措置の新設

等について定めた、「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」が平成21年7月に公布されました。

この法律により、海上交通ルールにおける新たな制度が誕生します。この新たな制度は平成22年7月1日（航路や水路を通航するための事前の通報に関する改正規定の一部は平成22年6月1日（P13、14参照）、東京沖灯浮標付近海域における経路の指定については平成22年10月1日（P7参照））から施行されますので、関係者の皆様は制度の主旨・内容を十分にご理解ください。

	ページ
・ 船舶の安全な航行を援助するための措置・・・・・・・・・・・・・・・・	1－2
・ 航路外での待機の指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3－4
・ 来島海峡航路における航法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5－6
・ 航路外の海域における航法（経路の指定）・・・・・・・・・・・・・	7－10
・ AISを活用した進路を知らせるための措置・・・・・・・・・・・・・・	11－12
・ 航路通報対象船舶（航路入航時刻等に関する指示対象船舶）の拡大・・・・・	13
・ AISを活用した港内水路での効率的な交通整理・・・・・・・・・・	14
・ 異常な気象・海象時における港内の安全対策・・・・・・・・・・	14



愛します！ 守ります！ 日本の海

○ 船舶の安全な航行を 援助するための措置

(注) 特定船舶

- 情報の聴取義務海域を航行する次の船舶
- ・長さ50メートル以上の船舶(関門海峡は除く。)
 - ・総トン数300トン以上の船舶(関門海峡のみ。)

これまでも海上保安庁では、船舶交通の混雑する海域に海上交通センターを設置して、船舶の安全な航行を援助するため気象情報等を提供してきましたが、これからは更なるサービスの向上に努めます。



あらかじめ通信機器のチェックをしましょう！

港則法及び海上交通安全法の一部改正によって、7月1日から海上保安庁が提供する**情報の聴取が義務化**されます。

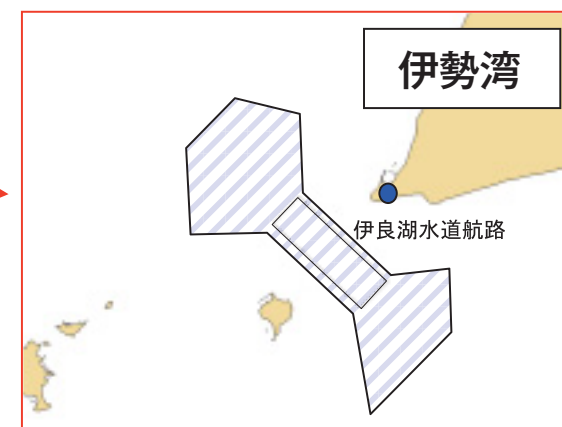
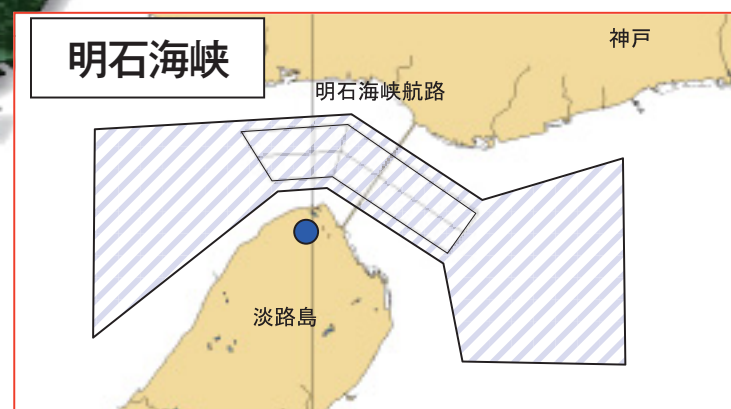
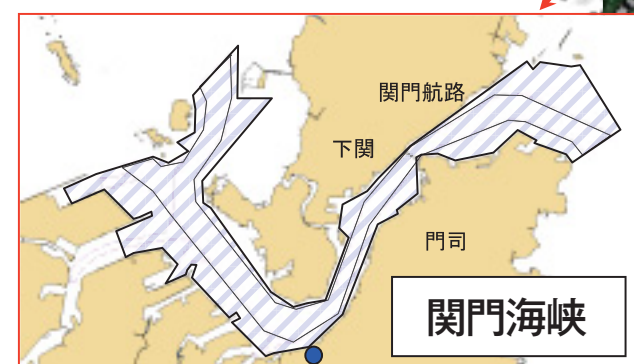
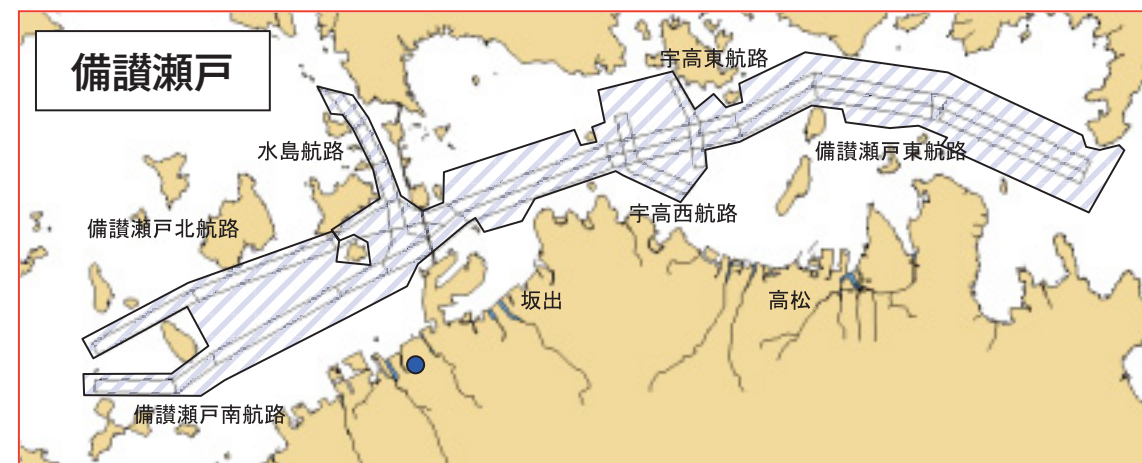
危険を防止するため必要なときは**勧告**を行うことがあります。また、勧告に基づいて講じた措置については**報告**をお願いすることがあります。



情報提供や勧告は、日本語又は英語で、主として国際VHF無線電話を用いて行います。ただし、場合によっては、船舶電話等の方法でも行う場合があります。

※海上保安庁が行う情報提供や勧告は、船舶の運航者の判断を支援するために行うもので、**具体的な操船方法を指示するものではありません。**

<情報の聴取義務海域>



: 情報の聴取が義務付けられる海域

: 海上交通センター



この海域を航行する**特定船舶**(注)は、海上保安庁からの**情報を聴取し、自ら安全を確保して航行しなければなりません。**



提供する情報は次の通りです。

<提供される情報>

- ・ 交通方法に関する情報
- ・ 交通の障害の発生に関する情報
- ・ 危険な海域に関する情報
- ・ 操縦性能が制限されている船舶の航行に関する情報
- ・ 著しく接近する他の特定船舶の動向に関する情報
- ・ その他航海に必要と認められる情報

○ 航路外での 待機の指示

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に設定されている航路では、霧で見通しが悪くなるときなどに、航路内の船舶交通の安全を図るため、船舶に対して航路の外で待機するよう指示する場合があります。



一部の港においても同様の指示を行います。

待機の指示に従わなかった場合には罰則が科せられることがあります。

<海上交通安全法>

<航路別の航路外待機指示の基準及び対象船舶>

	視界制限時の基準及び対象船舶		その他
	視程2000メートル以下の場合	視程1000メートル以下の場合	
浦賀水道航路 中ノ瀬航路	・巨大船（※1） ・特別危険物積載船（※2） ・長大物件えい航船等（※3）	・長さ160m以上200m未満の船舶 ・総トン数1万トン以上の危険物積載船（特別危険物積載船を除く。）	
伊良湖水道航路	・巨大船 ・特別危険物積載船 ・長大物件えい航船等	・総トン数1万トン以上の危険物積載船（特別危険物積載船を除く。）	・長さ130m以上200m未満の船舶が<u>巨大船との行会いが予想される場合</u>（※4）
明石海峡航路	・巨大船 ・特別危険物積載船 ・長大物件えい航船等	・長さ160m以上200m未満の船舶 ・危険物積載船（特別危険物積載船を除く。） ・160m以上200m未満の物件えい航船等	
備讃瀬戸東航路 宇高東航路 宇高西航路 備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路	・巨大船 ・特別危険物積載船 ・長大物件えい航船等	・長さ160m以上200m未満の船舶 ・危険物積載船（特別危険物積載船を除く。）	
水島航路	・巨大船 ・特別危険物積載船 ・長大物件えい航船等	・長さ160m以上200m未満の船舶 ・危険物積載船（特別危険物積載船を除く。）	・長さ70m以上200m未満の船舶が<u>巨大船との行会いが予想される場合</u>
来島海峡航路	・巨大船 ・特別危険物積載船 ・長大物件えい航船等	・長さ160m以上200m未満の船舶 ・危険物積載船（特別危険物積載船を除く。） ・100m以上200m未満の物件えい航船等	・<u>潮流の速力を超えて4ノット以上の速力を確保できない船舶</u>（詳細はP5参照。）

※1 長さ200m以上の船舶

※2 特別危険物積載船：総トン数5万トン（積載している危険物が液化ガスである場合には総トン数2万5千トン）以上の危険物積載船

※3 長大物件えい航船等：引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端又は押し船の船尾から物件の先端までの距離が200m以上である、船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶

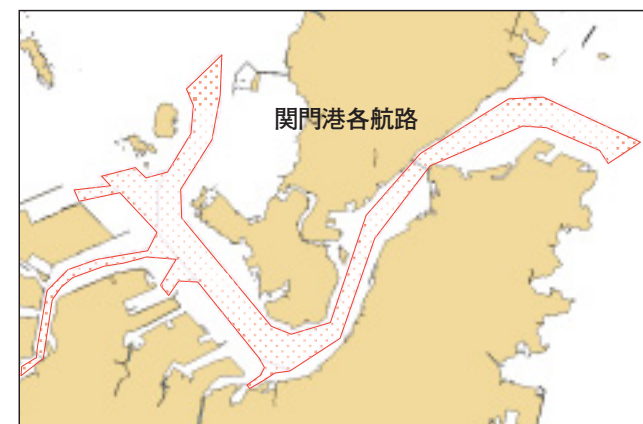
※4 伊良湖水道航路では、巨大船若しくは長さ130m以上200m未満の船舶のどちらかが危険物積載船の場合、又は、漁業活動等により航路の可航幅が概ね2/3以下に減少した場合等において、航路外待機指示を行っています。

<港則法>

<航路別の航路外待機指示の基準及び対象船舶>

	視界制限時の基準及び対象船舶	その他
	<u>視程500メートル以下の場合</u>	
仙台塩釜港塩釜区の航路	・ 総トン数500トン以上の船舶	
関門港各航路 (響航路を除く。)	・ 全ての船舶	・ <u>潮流の速力を超えて3ノット以上の速力を確保できない船舶</u>

<関門港>



<仙台塩釜港>



※待機の指示は、海上交通センター又は海上保安部から、主として国際VHF無線電話により行いますが、場合によっては、船舶電話や信号等の方法でも行う場合があります。

航法が新しく
変わりました！



○ 来島海峡航路 における航法



航海の難所である来島海峡での安全性を向上させるため、追越しの禁止区間や最低速力を設定します。

①～③は、航路航行船舶が対象となります。
④は、転流の1時間前から転流するまでの間に航路を航行しようとする船舶が対象です。

<① 追越しの禁止>



来島海峡航路で、狭く、屈曲した区間が追越し禁止になりました。



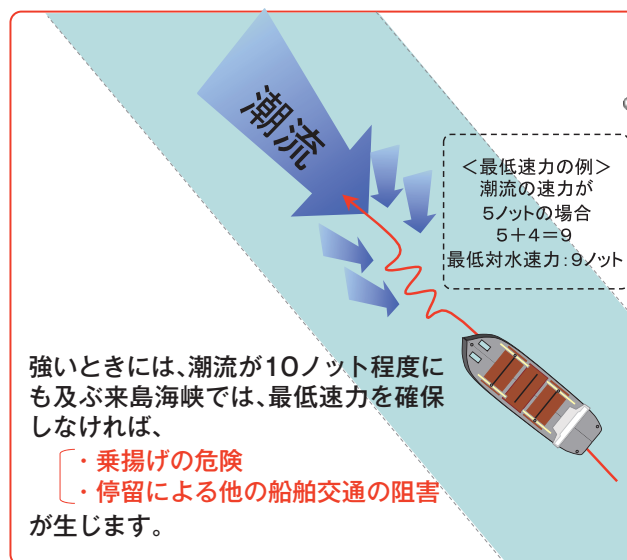
来島海峡航路を航行する船舶は、次の船舶を除く他の船舶を追い越してはなりません。

- ① 漁ろうに從事している船舶
- ② 許可を受けて工事作業に從事する船舶
- ③ 緊急用務を行うため速力の遅い船舶
- ④ 対地速力4ノットを確保できない船舶

ただし、海難を避けるため等、やむを得ない事由があるときはこの限りではありません。

※狭く、屈曲した海域での無理な追越しは非常に危険です！

<② 最低速力の確保>



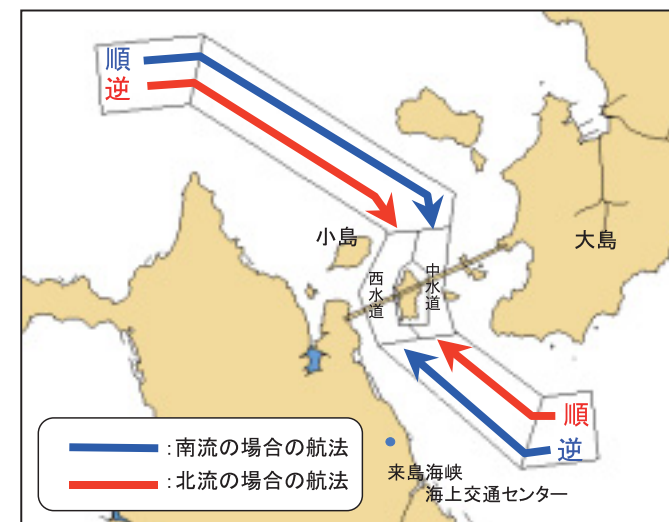
最低速力は、潮流の速力を超えて4ノットの速力です。

※最低速力を確保できない船舶に対しては、安全のため、航路外での待機を指示する場合があります。P 3 参照。

※来島海峡の潮流に関する情報は、以下のサイトに掲載しています。

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/>

<③ 転流前後における航法の指示>



潮流の向きに応じて航行すべき水道が異なる「順中逆西」の航法。潮流の向きが変わる転流の前後に、航行船舶に対して個別に航法を指示します。



海上交通センターが、主として国際VHF無線電話により個別に連絡します。この連絡のため、船舶側においても情報の聴取をお願いします。

注意 指示の内容は、航行する水道(西水道航行か中水道航行か)を指示するものであり、船舶の操船(操舵角や機関操作等)に関して指示をするものではありません。

※来島海峡を航行する際には、付近の小型船舶の動静にも十分注意してください。

<④ 航路入航前における通報の義務付け>



③の航法の指示を適切に行うため、転流の1時間前から転流するまでの間に航路を航行しようとする船舶の船長は、位置通報ラインを横切るときに海上交通センターへの通報をお願いします。



通報内容は、
・ 船名
・ 海上保安庁との連絡手段
・ 航行する速力
・ 航路入航予定時刻
です。



○ 航路外の海域における 航法（経路の指定1/2）

対象船舶を表します



航路以外の海域でも、船舶交通を整理する必要がある海域があります。そこで、このような海域での航行の安全性を向上させるため、船舶が航行すべき経路を指定します。

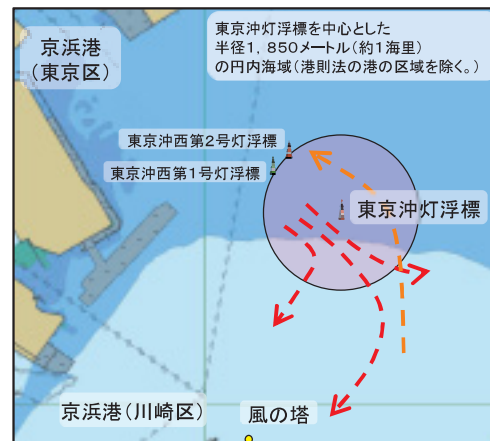
経路は、「航路」で適用される船舶間の避航関係などの特別な交通ルールが適用される海域ではありませんが、船舶交通全体の安全を図るために設定するものです。経路に沿った安全航行をお願いします。

【東京沖灯浮標付近海域】

<平成 22 年 10 月 1 日から施行されます。>

右図に示す円内海域を航行する船舶

東京沖灯浮標が設置されている地点を中心とした半径 1,850 メートル（約 1 海里）の円内海域（港則法の港の区域を除く。）を通過して航行する船舶は、同地点を左げんに見て航行すること



【東京湾アクアライン東水路付近海域】

東京湾アクアライン東水路を航行する船舶

- ①東京湾アクアライン東水路を南の方向に通過航行する船舶は、
 - ・ A 線の西側の海域を航行すること
 - ・ 千葉方面から航行するときは、A 線に近寄って航行すること
 - ・ 東京方面から航行するときは、A 線から遠ざかって航行すること
- ②東京湾アクアライン東水路を北の方向に通過航行する船舶は、
 - ・ A 線の東側の海域を航行すること
 - ・ 千葉方面に向って航行するときは、A 線から遠ざかって航行すること
 - ・ 東京方面に向って航行するときは、A 線に近寄って航行すること



【木更津港沖灯標付近海域】

木更津港を出港する船舶

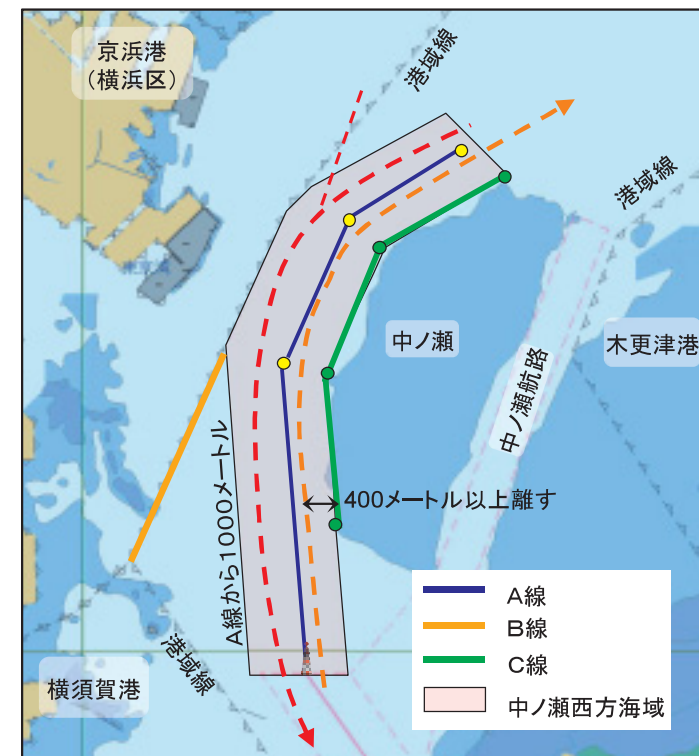
A 線を横切った後、B 線を横切って航行しようとする船舶は、木更津港沖灯標が設置されている地点を左げんに見て航行すること



船舶の活動目的などから経路によらない小型の船舶（操業漁船等）が航行する場合があるので注意してください。



経路が設定されている海域での船舶間の避航関係は海上衝突予防法の原則にしたがいます。ただし、経路に違反した航行も、航法違反に問われることがあります。経路に沿った安全航行をお願いします。



【中ノ瀬西方海域】

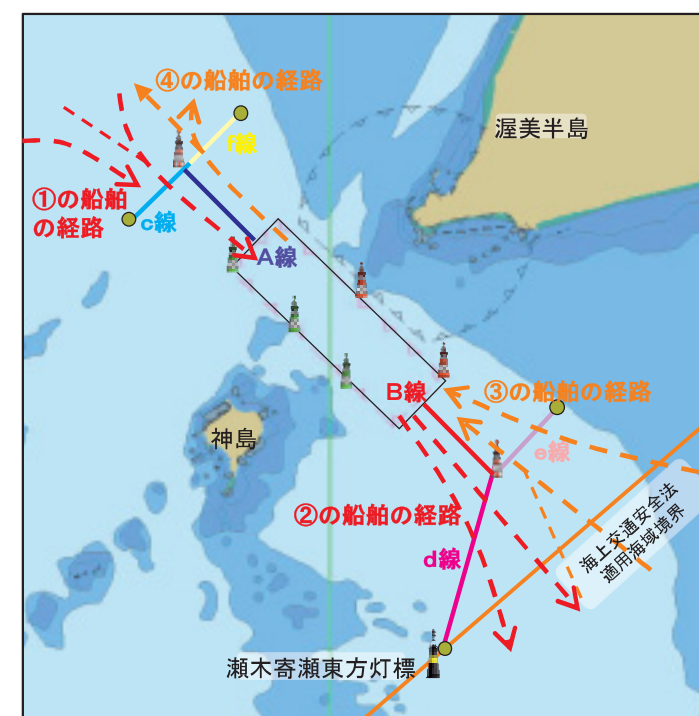
中ノ瀬西方海域を航行する船舶

- ①中ノ瀬西方海域をこれに沿って南の方向に航行する船舶は、A 線の西側の海域を航行すること
- ②中ノ瀬西方海域をこれに沿って北の方向に航行する船舶（B 線を横切って航行し、B 線の西側の海域に向けて航行しようとする船舶は除く。）は、
 - ・ 目的港の港域に入るため針路を転じるまでの間、A 線の東側の海域を航行すること
 - ・ 喫水 20 メートル以上の船舶は、C 線から中ノ瀬西方海域の内側に 400 メートル以上離れた海域を航行すること

【伊良湖水道航路出入口付近海域】

航路を航行する船舶

- ①伊良湖水道航路に沿って南の方向に航行しようとする船舶は、
 - ・ A 線の西側の海域を航行すること
 - ・ c 線を横切って航行すること
- ②伊良湖水道航路に沿って南の方向に航行した船舶は、
 - ・ B 線の西側の海域を航行すること
 - ・ d 線を横切って航行すること
- ③伊良湖水道航路に沿って北の方向に航行しようとする船舶は、
 - ・ B 線の東側の海域を航行すること
 - ・ e 線を横切って航行すること
- ④伊良湖水道航路に沿って北の方向に航行した船舶は、
 - ・ A 線の東側の海域を航行すること
 - ・ f 線を横切って航行すること



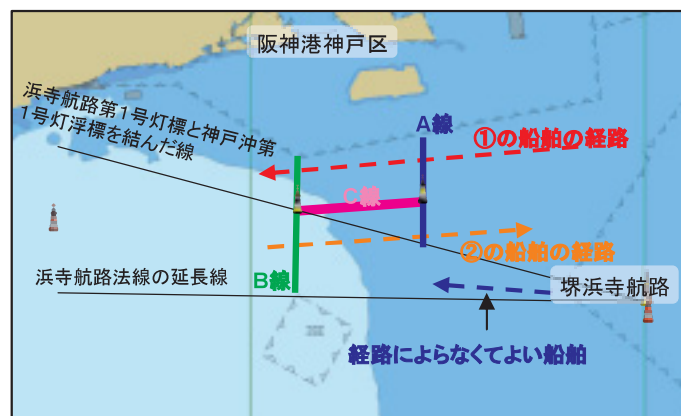
○ 航路外の海域における 航法（経路の指定 2/2）

対象船舶を表します

【大阪湾北部海域】

総トン数500トン以上の船舶

- ① A線を横切った後、B線を横切って航行しようとする総トン数500トン以上の船舶は、C線の北側の海域を航行すること
- ② B線を横切った後、A線を横切って航行しようとする総トン数500トン以上の船舶は、C線の南側の海域を航行すること



航法（経路の指定 2/2）

【洲本沖灯浮標及び由良瀬戸付近海域】

友ヶ島水道を航行する船舶

- <洲本沖灯浮標付近海域>
A線及びB線を横切って航行しようとする船舶
- <由良瀬戸付近海域>
B線及びC線を横切って航行しようとする船舶

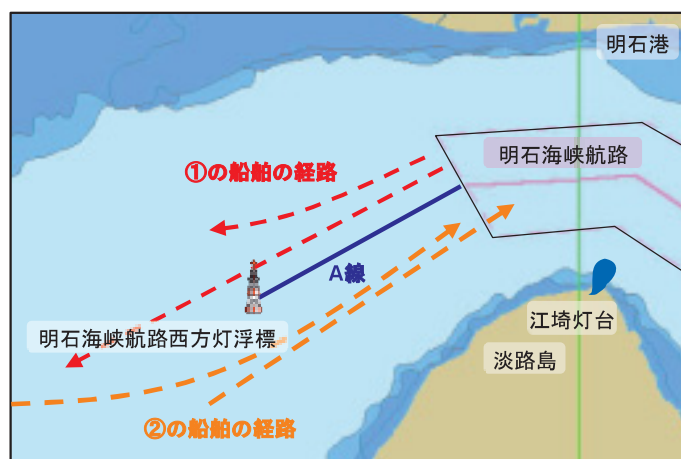
- ① A線を横切って航行し、B線を横切って航行しようとする船舶、又はB線を横切った後、A線を横切って航行しようとする船舶は、洲本沖灯浮標の設置されている地点を左げんに見て航行すること
- ② C線を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、
 - ・ D線の西側の海域を航行すること
 - ・ D線から西に150メートル以上離れた海域を航行すること
- ③ B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は、
 - ・ D線の東側の海域を航行すること
 - ・ D線から東に150メートル以上離れた海域を航行すること



【明石海峡航路西側出入口付近海域】

総トン数5,000トン以上の船舶

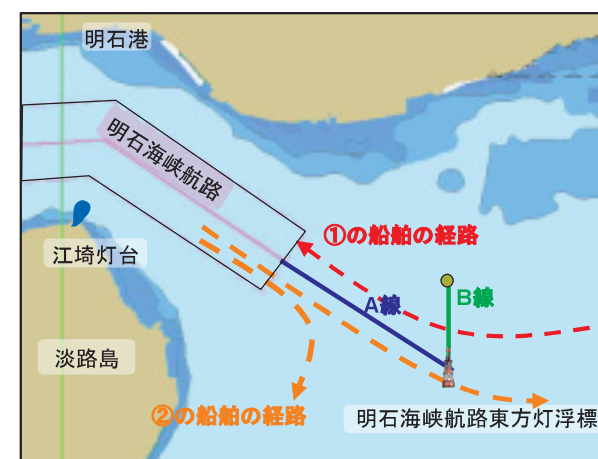
- ① 明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行した総トン数5,000トン以上の船舶は、A線の北側の海域を航行すること
- ② 明石海峡航路をこれに沿って東の方向へ航行しようとする総トン数5,000トン以上の船舶は、A線の南側の海域を航行すること



【明石海峡航路東側出入口付近海域】

長さ50メートル以上の船舶

- ① 明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行しようとする長さ50メートル以上の船舶は、
 - ・ A線の北側の海域を航行すること
 - ・ B線を横切って航行すること
- ② 明石海峡航路をこれに沿って東の方向に航行した長さ50メートル以上の船舶は、
 - ・ A線の南側の海域を航行すること
 - ・ 明石海峡航路東方灯浮標の設置されている地点から200メートル以上離れた海域を航行すること

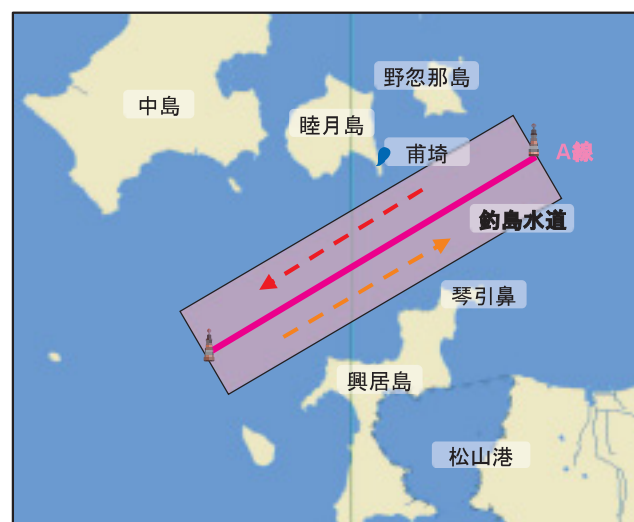


B線＝明石海峡航路東方灯浮標から北に200メートルの地点から2,300メートルの地点まで引いた線

【釣島水道付近海域】

釣島水道を航行する船舶

- ① 釣島水道をこれに沿って東の方向に航行する船舶は、A線の南側の海域を航行すること
- ② 釣島水道をこれに沿って西の方向に航行する船舶は、A線の北側の海域を航行すること



【音戸瀬戸付近海域】

総トン数5トン以上の船舶

- ① A線を横切って航行した、又は航行しようとする総トン数5トン以上の船舶は、音戸瀬戸北口灯浮標が設置されている地点を左げんに見て航行すること
- ② B線を横切って航行した、又は航行しようとする総トン数5トン以上の船舶は、音戸瀬戸南口灯浮標が設置されている地点を左げんに見て航行すること



○AISを活用した進路を知らせるための措置

船舶自動識別装置（AIS）の「目的

①国際海事機関が推奨する方法に沿って入力方法がルール化されます。

<対象船舶>

AISを搭載している船舶（船員法による作動義務が免除されている船舶は除く。）



目的地に関する情報の入力方法については、国際海事機関(IMO)が、目的港の国名と港名を示す5文字のアルファベットのコードを用いる方法を推奨しています。これをもとに入力のルールを作りました。

<入力方法>

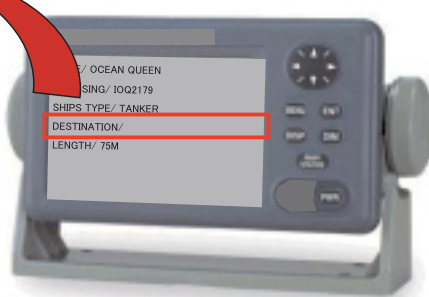
船舶自動識別装置の目的地情報欄

> ○○ _ ○○○ _ ○○ / ○○○
① ② ③

- ①目的港を示す記号（国を表す記号と港を表す記号の組合せ）
- ②港内での進路を示す記号（係留場所等を示します）
- ③その他必要な情報を示す記号（通過するルート等を示します）

基本的にはこの形式に沿って入力してください。
「>」,「/」,「_」(スペース・空白)なども忘れないようにしてください。

<船舶自動識別装置（AIS）>



AISへの入力と港内・航路での信号旗による進路表示は両方行ってください。



AISの入力によって分かること!!

- ・他の船舶が、どここの港を目指して航行しているのか!
- ・他の船舶が、港内でどここの係留施設に向かって航行しているのか!
- ・他の船舶が、どのようなルートをたどって航行していくのか!

このように、AISを搭載している船舶同士は互いに相手船の進行方向に目安をつけることができるようになって、衝突防止に大きな効果が期待されます。

ただし、航行中に入力しようとすると、見張りが十分でなくなるおそれがあるので、**出港する前などできる限り早い時期に入力してください。**

目的港の入力ルール

- ※目的港が日本の港（港則法の適用港）の場合は、今回新たに定める港を示す記号を入力
- ※外国の港などが目的港の場合は、国連LOコードを入力（例：米国サンフランシスコは「US SFO」）
- ※目的港が国連LOコードを有しない場合、又は目的港の国連LOコードが不明な場合には、「===」の後に一般的な英語名称などを入力。
- ※目的港の港名が不明な場合には、国連LOコードの代わりに「?? ???」を入力

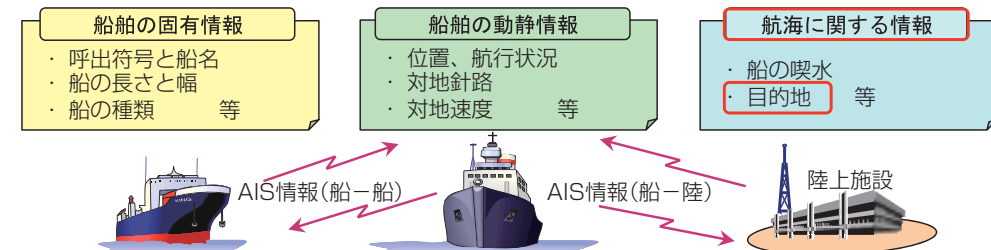
注意

AISへの誤入力の事例が見られます。AISへの誤入力は危険な状況を招く場合がありますので正しく入力しましょう。

地に関する情報」の入力について、

②ルール化された入力方法に従った入力が義務付けられます。

船舶自動識別装置（AIS: Automatic Identification System）は、船舶相互間や船舶と陸上の航行援助施設との間で、以下の3種類の情報を自動的に送受信するシステムです。500トン以上の内航貨物船等への搭載が義務付けられています。



<入力例>

【例1】

博多港を目的港として、博多港内では、第2区の係留施設に向かう船舶。途中、関門港を西口の六連島東方に向かって同港を通過。

> JP _ HKT _ E2 / WM
① ② ③

- ①目的港が博多港（JP HKT）
- ②目的港内では第2区の係留施設へ（E2）
- ③途中、関門港を西向きに通過し、六連島東方から出域（WM）

②は、今の港内での進路を示す信号旗による信号の代表旗を除いた記号を入力してください。

入力する記号は、海上保安庁が提供しているリーフレット(注1)やHPを参考にしてください。

【例2】

名古屋港を目的港とし、入港前に港の境界付近で錨泊する船舶。

> JP _ NGO _ OFF
① ②

- ①目的港が名古屋港（JP NGO）
- ②入港前に港の境界付近で錨泊（OFF）

【例3】

京浜港（横浜区）を目的港とし、京浜港（横浜区）内では、第3区のJFEスチール東日本製鉄所岸壁に向かう船舶。途中、東京湾の中ノ瀬海域で錨泊しようとする船舶。

> JP _ YOK _ K / NNX
① ② ③

- ①目的港が横浜港（JP YOK）
- ②目的港内では第3区のJFEスチール東日本製鉄所岸壁へ（K）
- ③途中、東京湾の中ノ瀬海域で錨泊（NNX）

<リーフレット例>

適用港の港コード一覧表（例）

港名	港名 都道府県名	コード
博多 (福岡県)	HAKATA FUKUOKA	JP HKT
名古屋 (愛知県)	NAGOYA AICHI	JP NGO
京浜 横浜区 (東京・神奈川県)	KEIHIN YOKOHAMAKU TOKYO・KANAGAWA	JP YOK

通過するルートを示すコード（例）

経由進路	コード
西口の六連島東方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する	WM
仕向港に向かう途中で東京湾中ノ瀬海域で錨泊する場合	NNX

(注1) 別途、日本の適用港全ての港コードを記載したリーフレットを作成します。

○ 航路通報対象船舶 (航路入航時刻等に関する指示対象船舶)の拡大

近年、船舶の大型化が進んで航路内の混雑度が高まっています。そこで、航路通報をしてもらう船舶を増やし、航路への入航間隔などを調整することで、航路内の安全性を高めます。



通報船舶と指示対象船舶の範囲が拡大されます。

※通報を行わず航路を航行した場合には、罰則が科せられることがあります。

＜改正の概要＞

- ・ これまでも、船舶交通が集中する航路内の安全を図るため、航路を航行する予定の巨大船（長さ200メートル以上の船舶）や危険物積載船等には、事前に通報（航路通報）を求めるとともに、航路への入航時刻を指示して入航間隔を調整するといった安全対策を実施してきました。
- ・ 近年では、船舶の大型化が進んで航路内の混雑度が高まっているため、今まで以上に多くの船舶からの通報を求めて、入航間隔の調整等の安全対策を実施する必要があります。
- ・ このため、**航路通報の対象船舶（航路への入航時刻等の指示の対象船舶）の範囲を拡大**します。
- ・ なお、**平成22年7月1日以降に新たに航路通報の対象となり航路を航行する予定の船舶も、平成22年6月1日から通報することが可能**となりますので、通報を忘れないようにお願いします。

＜通報時期及び対象船舶＞

巨大船等これまでの通報対象船舶と今後**新たに追加される通報対象船舶**は以下の表のとおりです。

	航路入航予定日前日正午までの通報対象船舶		航路入航予定時刻の3時間前までの通報対象船舶	
	現在の対象船舶	新たに追加される対象船舶	現在の対象船舶	新たに追加される対象船舶
浦賀水道航路 中ノ瀬航路 備讃瀬戸東航路 宇高東航路 宇高西航路 備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路	・ 巨大船 ・ 積載している危険物が液化ガスである総トン数2万5千トン以上の危険物積載船 ・ 長大物件えい航船等（※1）	・ 長さ 160m以上200m未満 の船舶	・ 危険物積載船（巨大船である船舶、積載している危険物が液化ガスである総トン数2万5千トン以上の危険物積載船である船舶又は長大物件えい航船等である船舶を除く。）	—
伊良湖水道航路		・ 長さ 130m以上200m未満 の船舶		
明石海峡航路		・ 長さ 160m以上200m未満 の船舶 ・ 160m以上200m未満 の物件えい航船等		
来島航路		・ 長さ 160m以上200m未満 の船舶 ・ 100m以上200m未満 の物件えい航船等		
水島航路		・ 長さ 160m以上200m未満 の船舶		
				・ 長さ 70m以上160m未満 の船舶

※1：長大物件えい航船等：引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端又は押し船の船尾から物件の先端までの距離が200m以上である、船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶

○ AISを活用した港内水路での効率的な交通整理

＜改正の概要＞

1. 港内の一定の水路を航行しようとする際の**事前通報の通報事項**として、航路航行予定時刻に加えて、**「船舶の名称」「船舶の総トン数・長さ」「船舶と港長との間の連絡手段」「停泊する係留施設」が追加**されます。
平成22年7月1日以降に水路を航行しようとする船舶は、平成22年6月1日から新たな通報事項で通報することが可能となります。
2. 船舶自動識別装置（AIS）の搭載の進展を受け、AISによる船舶の「長さ」情報を活用することで、管制船が管制水路を航行する場合であっても、これまでのように反航する船舶（管制対象船）の航行を一律に制限するのではなく、すれ違う船舶同士の長さに応じて、一定の長さ以下の管制対象船の航行を認めるという効率的な交通整理を実施します。

新たな港内交通整理を実施する港では、港内交通管制の基準および運用方法が以下のとおり変更されます。

●基準

管制船および管制対象船の基準が、**「総トン数」から「長さ(全長)」**に変更されます。
(各港の「管制船」(i)及び「管制対象船」(ii)の基準は、下欄参照)

●運用方法

船の長さ（全長）に応じ、一定の条件のもと、港長が認めた管制対象船は、出航信号（O）時であっても入航、又は入航信号（I）時であっても出航することが可能となります。

●対象港

①鹿島港鹿島水路

- (i) **長さ190メートル以上**（油送船にあっては総トン数1000トン以上）の船舶
- (ii) **長さ70メートル以上**の船舶（総トン数1000トン未満を除く。）

②千葉港千葉航路

- (i) **長さ140メートル以上**（油送船にあっては総トン数1000トン以上）の船舶
- (ii) **長さ50メートル以上**の船舶（総トン数500トン未満を除く。）

③千葉港市原航路

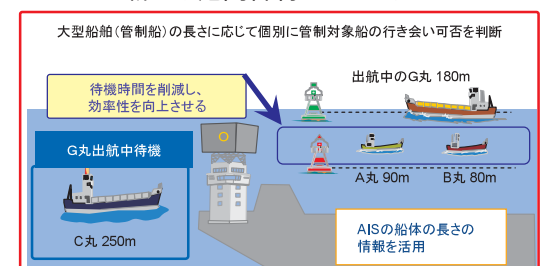
- (i) **長さ125メートル以上**
（油送船にあっては総トン数1000トン以上）の船舶
- (ii) **長さ50メートル以上**の船舶
（総トン数500トン未満を除く。）

④京浜港横浜区横浜航路

- (i) **長さ160メートル以上**
（油送船にあっては総トン数1000トン以上）の船舶
- (ii) **長さ50メートル以上**の船舶
（総トン数500トン未満を除く。）

※今後、京浜港東京区、名古屋港等でも導入していく予定としています。

＜新たな港内管制のイメージ＞



○ 異常な気象・海象時における港内の安全対策

＜改正の概要＞

大型の台風等や津波等の異常な気象・海象時又は海難等が発生した場合には、港内にある船舶等に対して、港内からの退去の命令や避難の勧告等を行う場合があります。



港則法の適用のある全国の港が対象になります。



【各管区海上保安本部の連絡先】

- ・第一管区海上保安本部
〒047-8560 北海道小樽市港町5-3
TEL : 0134-27-0118
URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/>
- ・第二管区海上保安本部
〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1
TEL : 022-363-0111
URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/>
- ・第三管区海上保安本部
〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
TEL : 045-211-1118
URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/>
- ・第四管区海上保安本部
〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2-3-12
TEL : 052-661-1611
URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/>
- ・第五管区海上保安本部
〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1
TEL : 078-391-6551
URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>
- ・第六管区海上保安本部
〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17
TEL : 082-251-5111
URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/>
- ・第七管区海上保安本部
〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
TEL : 093-321-2931
URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/>
- ・第八管区海上保安本部
〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井901
TEL : 0773-76-4100
URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/08kanku/>
- ・第九管区海上保安本部
〒950-8548 新潟県新潟市中央区万代2-2-1
TEL : 025-245-0118
URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/>
- ・第十管区海上保安本部
〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1
TEL : 099-250-9800
URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/10kanku/>
- ・第十一管区海上保安本部
〒900-8547 沖縄県那覇市港町2-11-1
TEL : 098-867-0118
URL : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/>

【各海上交通センターの連絡先】

- ・東京湾海上交通センター
〒239-0813 神奈川県横須賀市鴨居4-1195
TEL : 046-842-0118
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>
- ・伊勢湾海上交通センター
〒441-3624 愛知県田原市伊良湖町古山2814-38
TEL : 0531-34-2700
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/isewan/>
- ・名古屋港海上交通センター
〒455-0848 愛知県名古屋市港区金城ふ頭3-1
TEL : 052-398-0711
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/nagoyako/>
- ・大阪湾海上交通センター
〒656-1725 兵庫県淡路市野島江崎914-2
TEL : 0799-82-3050
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/>
- ・備讃瀬戸海上交通センター
〒769-0200 香川県綾歌郡宇多津町青の山3810-2
TEL : 0877-49-3366
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/index.htm>
- ・来島海峡海上交通センター
〒794-0003 愛媛県今治市湊町2-5-100
TEL : 0898-31-4992
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/>
- ・関門海峡海上交通センター
〒800-0064 福岡県北九州市門司区松原2-10-11
TEL : 093-381-6699
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/index.htm>

海では、
着けよう ライフジャケット
持とう 携帯電話
海のもしもは 118番

